

公益財団法人長尾自然環境財団
理事及び監事並びに評議員に対する費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人長尾自然環境財団（以下「この法人」という。）定款第14条及び第31条の規定に基づき、理事及び監事並びに評議員に対する費用に関する必要な事項を定めることを目的とし、法令に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金である報酬等とは明確に区分されるものとする。

(費用の支給)

第3条 この法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 役員等が負担した前項の費用の基準は別表のとおり。
- 3 常勤役員には、通勤に要する交通費を、その通勤実態に応じて実費を支給する。

(改正)

第4条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

附則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

平成25年4月8日 第2条第4号を一部改正

平成26年6月30日 別表の国内及び海外旅行の日当を改正

(別表)

国内旅行の旅費

交通費	実費	
宿泊費		10,000 円 (1泊当たり)
日当		2,200 円

海外旅行の旅費

航空賃	実費	
宿泊費	指定都市	19,300 円
	甲地方	16,100 円
	乙地方	12,900 円
	丙地方	11,600 円
日当	指定都市	6,200 円
	甲地方	5,200 円
	乙地方	4,200 円
	丙地方	3,800 円

- 備考 1 支度料については、原則として支給しない。
- 2 地方区分については、国家公務員等の旅費関係法令の規定を準用する。
指定都市＝ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジェッタ、クウェート、リアド、アビジャン、シンガポール
甲地方＝北米地域、欧州地域及び中近東地域
乙地方＝指定都市・甲地方・丙地方以外の地域
丙地方＝南西アジア・中国地域、中南米地域、太平洋地域、アフリカ地域及び南極地域
- 3 その他の事項については、国家公務員等の旅費関係法令の規定を準用する。